

広島県告示第千百二十二号

広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例（平成十年広島県条例第一号）第十一條第一項の規定によつて、次の区域をプレジャーボートの重点放置禁止区域に指定し、

令和二年十一月十九日から施行する。

その関係図面は、広島県土木建築局港湾振興課及び広島県西部建設事務所において縦覧に供する。

令和二年十一月五日

広島県知事 湯崎英彦

一 区域の名称
王泊地区

二 区域の範囲

基点一から基点二までの各点を順次結んだ線及び水際線により囲まれた区域

三 点の位置（点の位置表示角度は真北方向による。）

基準点 江田島市大柿町大君字泉の国土地理院四等三角点「砲台山」（北緯三四度〇九分〇二秒五七九四、東経一三三度一九分一〇秒〇五八九、標高九二・三二メートル）

基点一 基準点から一二三度四五分五四秒の方向三五二・八六メートルの点

基点二 基点一から一七八度〇五分〇八秒の方向二六四・二八メートルの点

四 指定年月日

令和二年十一月五日